

能勢町立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

能勢町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状 1

2. 目標 2

3. 計画の期間 2

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . 2

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . 5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本町では、令和2年4月に、能勢町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則を改正し、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。また、令和4年4月に義務教育学校へ移行した後は、労働安全衛生法に基づき産業医を選任するとともに、衛生委員会を設置し、学校における教職員の安全の確保及び健康の保持増進を実施し、働き方改革を促進してきた。

教職員が、子どもたちと過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるよう校務運営の効率化や部活動改革、専門性の有する機関・人材等との協働等を行い、さらなる働き方改革を進めることは重要である。

教職員が自らの働き方を見直し、指導力を磨くとともに人間性を高めることで、学校教育の質の向上をさせるため、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第8条に基づき本計画を策定する。

(2) 能勢町の現状

○本町における教職員の時間外在校等時間の状況について令和4年度から令和6年度は以下のとおりであった。

【時間外在校等時間の状況（令和4年度から令和6年度）】

◇1箇月の時間外在校等時間(1人あたり平均)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前期課程	48時間	37時間	33時間
後期課程	57時間	48時間	47時間
全体	53時間	43時間	40時間

◇1人あたりの時間外在校等時間が45時間を上回る割合(80時間以上を含む)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前期課程	49%	35%	22%
後期課程	64%	52%	50%
全体	56%	43%	35%

◇1人あたりの時間外在校等時間が80時間を上回る割合

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前期課程	19%	3%	5%
後期課程	32%	11%	15%
全体	25%	7%	9%

○経年比較において時間外在校等時間は減少傾向にあるが、依然として令和6年度には時間外在校等時間が45時間を超える割合が前期課程で22%、後期課程で50%となっている。管理職や特定の校務担当教職員、部活動指導などの業務に係る負担ある傾向がうかがえる。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
【令和4年度14.8日、令和5年度14.6日、令和6年度14.4日】

参考：能勢町役場

令和4年度10.0日、令和5年度11.8日、令和6年度13.4日

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
【令和4年度2.9%、令和5年度9.5%、令和6年度24.2%】
- ・教職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・児童生徒が学校に登下校する時間に合わせ地域ボランティア「しあわせ守り隊」などを中心として、保護者・地域住民・教育委員会による通学路の見守り活動を行う。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて教職員・保護者・警察間で認識を共有する。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域学校協働活動におけるボランティアスタッフとの連絡調整については、地域学校協働活動推進員が中心となって行う。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・スクールロイヤー制度により、保護者等からの過剰な苦情等に対応する法務相談窓口を設置する。

ロ 教職員以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務システム等を活用することによって町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・GIGA スクール構想Ⅱにおける児童生徒用及び指導者用端末については、故障時に予備機と速やかに交換し、修繕手続き等による教職員の負担軽減を図る。

◇校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・児童生徒が行う自主清掃範囲以外の校内清掃については、学校管理包括委託業務により外部委託を行う。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充を進める。
- ・「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和7年12月 文部科学省)」に基づき、本町の実情に応じた地域展開が実現できるよう検討を進める。

ハ 教職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・児童生徒に対する学習支援と生徒指導補助を担うためスクールサポーターを配置する。
- ・児童生徒の課題の状況に応じスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、教職員と協働する。
- ・不登校児童生徒の対応にあたっては、校内教育支援センター及び校外教育支援センターを設置するとともに、支援員を配置する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、医療・福祉に関する専門的な人材等を必要に応じて学校へ派遣する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数(4年生以上は年間で上限 1086 単位時間)を上回って編成することが無いようにする。

参考：令和6年度の実績・授業時数

4年生～6年生	7年生	8年生	9年生
1015	1077	1077	1031

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等について見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行う。
- ・能勢町教育委員会・校務DX計画を実行し、校務の効率化を図る。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を継続して実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を向上させ、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口の周知を徹底する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得であることを推奨する。
- ・定時退校推進日を週1回以上の設定、長期休業等の期間中の3日間の学校閉庁日を継続する。
- ・育児・介護等に係る早出遅出勤務制度の利用促進を図る。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため学校の教職員の在校等時間の状況を教育委員会事務局が毎月確認し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、既に導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる場合や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている場合には、次月にも速やかに状況が改善されることを目指し、学校に対する支援・指導を実施する。
- ・学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・本計画について、計画期間は令和8年度から令和11年度までの4年間であるが、教職員の勤務を取り巻く状況等が日々変化していくことから必要に応じて、計画期間内に計画内容を見直すこととする。